

医政メモ

Q&A

保険医療機関の取り消しについて

昨年12月1日から茨城県にある東京医科大学茨城医療センターの保険医療機関の指定が取り消されることになった。この医療センターは501床を有する地域の中核病院であり、大学病院の指定取消は異例であるためその動向が注目された。

そこで、今回のQ&Aでは保険医療機関の取り消しについて考えてみたいと思います。

Q：今回の茨城医療センターはどのような事由で取り消しになったのですか。

A：2008年4月から2009年5月にかけて、「入院時医学管理加算」「医師事務作業補助体制加算」「画像診断管理加算2」などを不正請求していたことにより約8,200万円の診療報酬を不正請求していたことに基づく。

「入院時医学管理加算」については、「治療傾向」の患者の定義の拡大解釈、患者数の水増しをしており、「医師事務作業補助体制加算」では、作業補助専従の職員が必要だったにもかかわらず、実際には専従していない職員の名前を記入して申請を行っていた。

これらのことは職員も不正をしていることを認識して行っていたため、故意による不正請求とみなされ重い処分が下されることになりました。

Q：医療センターはどのように対応する予定ですか。

A：周辺地域で同センターしか提供できない医療や、救急・緊急の医療などに限定して診療を継続するとしています。

Q：患者負担はどうなりますか。

A：茨城県内の国保などの患者については「療養費払い」の制度を適用することが決まっています。「療養費払い」とは、保険証の持参を忘れるなどした患者に適用される制度で、いったん窓口で全額支払った上で、後から保険者に請求し、還付を受ける制度のことです。

この制度を適用することにより、窓口の患者負担は従来と同様の額に抑えることができます。ただし、すべての患者に療養費払いを適用させるかどうかは各保険者の判断にゆだねられることになり、保険者が認めない場合はセンターが負担することになります。

Q：保険医療機関の取り消しはどのような場合に行われるのですか。

A：保険医療機関取り消しの処分の原因としては、故意もしくは重大な過失により、診療報酬を不正に請求することによることが中心となりますが、不正な診療や不当な診療記録、混合診療等による場合もあります。

保険医療機関を取り消されると、不正・不当請求とされたものは原則5年分さかのぼって返還金を求められるほか、患者一部負担金についても当該患者に返還しなければなりません。また保険医療機関の取り消し期間は5年間ですが、ケースによっては短縮される場合もあります。

Q：保険医療機関の取り消しと行政処分の違いについて教えてください。

A：保険医療機関の取り消しは、診療報酬の不正が発覚した場合などに各地区の厚生局が指定取り消しするかどうかを検討します。ま

た、行政処分には医師免許取り消しと医業停止の2種類があり、医師、歯科医師が相対的欠格事由に該当する場合や、医師、歯科医師としての品位を損なう行為があった場合に医道審議会医道分科会の答申を受け、厚生労働省が行います。

事案別には以下の12項目に該当する場合に審議されます。

- 1) 医師法、歯科医師法違反（無資格医業、無資格歯科医業の共犯、無診察治療等）
- 2) 保健師助産師看護師法等その他の身分法違反（無資格者の関係業務の共犯等）
- 3) 薬事法違反（医薬品の無許可販売又はその共犯等）
- 4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反
- 5) 殺人及び傷害（殺人、殺人未遂、傷害（致死）、暴行等）
- 6) 業務上過失致死（致傷）
 - ① 交通事犯（業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等）
救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、行政処分の対象となる。
 - ② 医療過誤（業務上過失致死、業務上過失傷害等）
明らかな過失による医療過誤や繰り返し行われた過失など、医師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。
- 7) 猥せつ行為（強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等）
- 8) 贈収賄（収賄罪、贈賄罪等）
- 9) 詐欺・窃盗（詐欺罪、詐欺幫助、同行使等）
- 10) 文書偽造（虚偽診断書作成、同行使、虚偽有印公文書偽造等）
- 11) 税法違反（所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等）
- 12) 診療報酬の不正請求等（診療報酬不正請

求、検査拒否（保険医等登録取消）

診療報酬の不正請求は、医師、歯科医師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであり、我が国の国民皆保険制度の根本に抵触する重大な不正行為であるため、診療報酬の不正請求により保険医の取り消しを受けた事案については、不正請求を行ったという事実に着目し、不正の額の多寡に関わらず一定の処分となります。また、健康保険法等の検査を拒否して保険医の取り消しを受けた場合、検査拒否という行為が、社会保険制度の下に医療を行う医師、歯科医師に求められる職業倫理から重い処分を受けることとなります。

Q：昨年の行政処分はどのようなケースで受けていますか。

A：昨年11月14日の厚労省医道審議会分科会に60人が諮問され、免許の取り消しが5人、1カ月～3年の医業停止36人、戒告3人で、残る16人は厳重注意などでした。医業停止1年以上は以下のケースとなります。

《免許取り消し》 覚せい剤取締法違反、強制わいせつ3件、詐欺の5件

《医業停止3年》 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反2件、傷害など、詐欺の5件

《医業停止2年》 大麻取締法違反、危険運転致傷の2件

《医業停止1年6カ月》 大麻取締法違反の1件

《医業停止1年3カ月》 偽計業務妨害の1件

《医業停止1年》 傷害2件、自動車運転過失致傷2件、所得税法違反、秘密漏示の6件
最後の秘密漏示により医業停止となったのは、奈良県で06年に起きた母子3人放火殺人事件を題材にした単行本を巡る供述調書漏えい事件で、現在提訴中です。

（政策部担当理事 加藤 文博）